

11月は、児童虐待  
防止月間です。

# 「ヤングケアラー」って 知っていますか!?



近年「ヤングケアラー」という言葉を、新聞紙上等でよく目にするようになりました。「ヤングケアラー」とは、一般的に大人がするような家事や家族の世話などを日常的に担っている18歳未満の人を言います。障がいや病気のある家族に代って家事をしたり、幼いきょうだいの世話をしたりするなど、様々なケースがあります。



☆「ヤングケアラー」ってこんなことを毎日しています!!

- ・買い物 ・洗濯 ・食事づくり ・掃除 ・幼いきょうだいの世話
- ・祖父母の世話 ・病気の親の世話 ・見守り ・声かけ ・薬の管理
- ・病院への付き添い 他

なぜ?  
子どもが!?

親の離婚やそれに伴う就労時間の増加、家族が病気になったり、障がいをもったりすること等でケアニーズが増加し、子どもが家族をケアする状況になることがあります。その結果、自分のやりたいことを我慢する、将来の夢をあきらめざるをえない状況になることがあります。

学校へ行って  
勉強したい!



友達とも遊びたい!

部活動に  
行きたい!

本来、子どものもっている「教育を受ける権利」「育つ権利」等様々な権利が侵害されています。

「ヤングケアラー」は、家庭内のことで表に現れにくい、子どもたちからSOSを発することは非常に少ないと言われています。「ヤングケアラー」の支援においては、「ヤングケアラーであることを発見する」とともに「子どもの状況や意向に応じた支援に結び付けていく」ことが大切です。そのためには、学校や福祉・医療サービス、行政機関等と地域の大人の人々の連携・協力が不可欠です。地域の力で、子どもたちの未来を応援しましょう。

子育てに困ったり虐待を心配される場合は 次の連絡先にお電話を!

☎ 189 (いちはやく)  
【児童相談所全国共通3桁ダイヤル】

子ども・家庭電話相談室 086-235-4157  
里庄町健康福祉課 0865-64-7211